

川西町第3次総合計画
後期基本計画

令和5年度 評価シート

令和7年2月
川西町総合政策課

分野Ⅰ くらしと福祉に関すること

1. 健康・医療	2
2. 高齢者福祉	4
3. 子育て支援	8
4. 障害者福祉	12
5. 社会保障	14
6. 地域福祉活動	17
7. 男女共同参画	20

1. 健康・医療 （総合計画掲載ページ 12～13）

住民一人ひとりが、疾患の早期発見・早期治療に取り組み、健康長寿を目指します。また、予防に取り組みやすいまちとなることで、住民が健康について予防的意識をもち、健康でいきいきと生活できることを目指します。

【成果指標】

項 目		単位	参考値	実績値				目標値
			R 3	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8
健康寿命※1	男 性	年	19.18※4	18.96※5				20
	女 性	年	20.24※4	19.83※5				21
がん検診の 受診率※2	胃がん	%	5.8	4.9				7.0
	肺がん	%	5.1	6.3				7.0
	大腸がん	%	8.0	11.0				10.0
健康サポーター活動の参加人数※3		人	90※4	116				100

※1 奈良県公表データから抜粋：「令和元年（H30-R02）市町村別健康寿命（65歳平均自立期間）の算出について」

※2 奈良県公表データから抜粋：算出方法（受診者数率／4月1日現在の40歳以上の全住民数）×100

※3 担当課による集計（年間延べ）：担当課による集計（年間延べ）

※4 令和元年度実績

※5 令和4年度実績

【取組方針①】 健康寿命の延伸に向けた取組の推進

- ・疾病の早期発見・早期予防を目的として、がん検診や健康診断の受診勧奨とともに検診等を受けやすい環境整備に努めます。また、広く住民向けの身体やこころの健康をテーマとした教室やセミナー等を開催し、身体とこころの健康維持に対する意識向上を図ります。

【取組方針②】 感染症予防に対する取組の推進

- ・様々な感染症や予防接種の目的及び効果について十分な情報発信を行うことにより、感染症予防に対する意識の向上を図ります。また、予防接種を希望する人が接種を受けやすい環境整備に努めます。

【取組方針③】 健康づくり活動の推進

- ・健康サポーターと連携しながら、食生活や運動習慣の定着などの生活習慣病予防に重点をおいた健康づくり活動を住民の自発的な取組みを地域ぐるみで行えるよう支援します

▼担当課記入欄（福祉こども課）

	令和5年度の実施状況	令和6年度の実施方針
取組方針①	検診受診率向上を目的として、がん検診と特定健診を集団形式で同時実施（年2回）した。健(検)診後の結果説明会や健康相談・栄養相談（月1回）を実施し、生活改善や必要な医療等について指導・助言を行った。 また、こころの健康に対する意識向上を目的として、健康サポーターを対象に「ゲートキーパー研修」を実施した。	がん検診の大切さや受検方法について周知するためのリーフレットをよりわかりやすくするための改善を行う。 引き続き、がん検診と特定健診を集団形式により同時実施するとともに、健(検)診結果説明会や健康相談・栄養相談も実施する。 また、福祉関係事業所職員を対象に「ゲートキーパー研修」を実施する。
取組方針②	感染症の重症化予防のため、定期接種の対象者に個別で接種勧奨し、高い接種率の維持に努めた。 また、臨時接種として位置づけられていた新型コロナワクチンについても、集団接種で実施し、高齢者は高い接種率であった。	予防接種の必要性や安全性など、正しい情報を丁寧に周知し、高い接種率の維持に努める。 令和6年度から定期接種として位置づけられた新型コロナワクチン接種（秋頃開始）の実施に向けて、接種体制を整備する。
取組方針③	健康サポーター養成講座を6回コースで開催したことで、新規の参加者数が増加した。	健康づくり事業に限らず、子育て支援事業などにおいても健康サポーターが活躍できる機会をつくる。

▼評価

		進捗状況		
		早	中	遅
達成度	高	A	B	C
	中	B	B	C
	低	C	C	D

2. 高齢者福祉 （総合計画掲載ページ 14～15）

地域包括ケアシステムの構築を進めることにより、住民が高齢になっても川西町に住み続けたい、高齢者が安心して生きがいを持って暮らし続けたいと感じられるまちを目指します。

【成果指標】

項 目	単位	参考値	実績値				目標値
		R 3	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8
自主体操グループの実施団体数	団体	12	12				16
認知症サポーター養成講座受講者数（累計）	人	364	572				764
介護給付費適正化事業の実施率	%	100	100				100

【取組方針①】 介護予防の地域づくりの推進

- ・高齢者が生きがいをもって自立した生活が営めるよう、社会貢献できる場や身近な地域で主体的に介護予防活動に取り組む場の増加を目指します。また、高齢者のフレイル対策の効果的な実施を目指し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を他課との連携の中で取り組みます。

【取組方針②】 高齢者の生活支援の充実

- ・生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し（川西町社会福祉協議会に委託）、地域の支え合いの住民意識の醸成と介護保険サービスやインフォーマルサービス等、必要な社会資源やサービスの整備を目指します。地域包括ケアの一翼を担う地域包括支援センターや生活支援コーディネーターが有機的に連携を図れる体制づくりを推進します。

【取組方針③】 介護保険制度の健全かつ円滑な運営

- ・介護保険は高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして創設された制度で、介護保険料の収納率を向上することで、安定した介護保険事業の運営に努めます。あわせて、高齢者が増加する中、介護保険制度を持続可能にするために、必要な人に適切な保険給付が行われるよう、介護給付適正化を推進します。

【取組方針④】 認知症施策の推進

- ・認知症に対する理解の促進や予防・早期発見のための知識の普及を図ります。認知症の人同士が繋がることや集まり意見交換するための場づくり等を通じて、認知症の人の社会参加や生きがい作りを支援していきます。認知症の人やその家族を地域で見守り、支えていく体制づくりに取り組みます。

【取組方針⑤】 在宅医療と介護連携の推進

- ・疾病を抱えても、自宅等で住み慣れた生活の場で療養し自分らしい生活を続けられるように地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療、介護サービスの提供ができる体制づくりに努めます。

▼担当課記入欄（長寿介護課）

	令和5年度の取組状況	令和6年度の取組方針
取組方針①	自主体操グループ支援として「いきいき元気教室」を実施し、効果的な実施への支援としてリハビリ専門職の派遣を実施した。	地域での介護予防活動の場の増加に向け、自主体操グループのない地域への普及啓発に取り組む。 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施により、フレイル予防の健康教育を実施する。
取組方針②	日常生活における高齢者のニーズ把握を実施して取り纏め。また「あったらいいな」を実現すべく、“おせっかい会議”を開催し、高齢者の活躍の場の創出に繋げた。	R5年度に実施したニーズ把握で、買い物の移動手段の問題や、各種団体活動の魅力向上のために、高齢者自らがネットショッピングやSNSを活用した団体広報をできるための「スマホ講習会」を実施する。
取組方針③	丁寧に説明や相談に応じ、介護保険料の収納率を高く維持した。 要介護認定の適正化、ケアプランや住宅改修の点検、福祉用具購入及び貸与調査、縦覧点検、医療情報との突合、介護給付費通知などの適正化事業を通じて介護保険の適正運営に努めた。	介護給付の適正化を図るため、R5年度の事業に加えてR6年度より、必要に応じて、専門職（作業療法士）による点検や助言の事業を加えて取り組む。
取組方針④	一般住民、老人会、民生児童委員、町職員を対象とした認知症サポーター養成講座を実施した。 世界アルツハイマー月間に認知症啓発展示ブース設置とライトアップ、啓発物品配布等を行った。	若い世代に対する認知症普及啓発を目指した映画上映会や認知症サポーター養成講座を実施する。 オレンジピース（認知症サポーター）と共に普及啓発活動に取り組む。
取組方針⑤	東和圏域・国保中央病院圏域の市町村と連携し、研修会や入退院ルールの調整状況の把握を行った。また、ACPや在宅療養の普及啓発として出前講座を実施した。	入退院支援だけでなく、看取りや日常の療養支援などの場面も意識した研修や講座の実施に努める。

▼評価

		進捗状況		
		早	中	遅
達成度	高	A	B	C
	中	B	B	C
	低	C	C	D

3. 子育て支援 (総合計画掲載ページ 16～17)

個々の子育てニーズに寄り添った支援を切れ目なく充実していくことで、一人ひとりが望むライフスタイルの実現を後押しします。

【成果指標】

項 目	単位	参考値	実績値				目標値
		R 3	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8
出生から3歳までの乳幼児との面談率（年1回以上の面談）	%	100	100				100
保育所の待機児童数	人	0	0				0
学童保育所の待機児童数	人	0	0				0
子育て支援センターの利用人数	人	1,677	2,202				2,500

【取組方針①】 妊娠期からの切れ目のない支援

- ・妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進、育児不安に対し、ワンストップで対応し、妊娠期から子育て期に渡り、切れ目のない支援を行います。妊娠中や出産後に支援が必要な家庭を対象に、母親の心身のケアや育児のサポート等を行うことにより、地域で安心して妊娠・出産・子育てができる支援体制を確保します。
- ・妊娠を希望する家庭に対しては、不妊治療などに関する情報提供を行うとともに、保健師や助産師が丁寧に寄り添った相談支援を行います。

【取組方針②】 保育サービスの充実

- ・核家族や共働き家庭の増加、また、保育無償化等の影響により、就学前保育施設等の保育ニーズが高止まりする中で、適切な保育サービスの充実を図ります。

【取組方針③】 学童保育サービスの充実

- ・児童にとって魅力的であり、保護者にとっては安心して就労等の社会経済活動が継続できる学童保育サービスの充実に努めます。

【取組方針④】 子育て家庭交流の場の確保

- ・少子化や核家族化がますます進む中で、子育て家庭の孤立を防ぐため、地域における親子交流の場の確保に努めます。

▼担当課記入欄（福祉こども課）

	令和5年度の実施状況	令和6年度の実施方針
取組方針①	赤ちゃん訪問、4・5ヶ月児健診、1歳6ヶ月児健診、2歳児歯科検診、3歳6ヶ月児健診等の機会を活用して、0歳から3歳までの全ての乳幼児及び保護者と面談を実施した。健(検)診当日欠席の乳幼児に対しては、別日の健診日等を提案することにより面談を実施した。 面談の際には、乳幼児の状況だけでなく、母の身体面や精神面についても丁寧に聞き取りを行い、適切な助言・指導及びサービスを提供した。	児童福祉法の改正に伴い、令和6年4月に母子保健機能と児童福祉機能が一体的に支援を行うことができるよう「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を実施する。国や県の補助を有効活用し、既存事業（産後ケア事業、母乳相談等費用助成、妊娠判定受診料助成）の改善・拡充及び新規事業（産婦健康診査費用助成、不妊治療費助成、子育て世帯訪問支援事業）の導入を行う。
取組方針②	個々の保育園利用ニーズを丁寧に聞き取ったうえで、きめ細やかに利用調整を行ったことで、待機児童0を維持した。 また、使用済おむつ持ち帰り無し、給食費一部助成に加え、第2子保育料完全無償化を導入し、保護者の負担軽減を図った。	引き続き、待機児童0の維持に努めるとともに、質の高い保育人材の確保を目的として、保育士等処遇改善（20,000円／人・月の給与加算）を実施する。
取組方針③	学童テラス本館のオープンにより、学童保育利用を希望する児童にとって十分な保育スペース及びより安全な放課後の居場所の確保ができた。 また、長期休暇等における昼食提供サービスを導入し、保護者負担の軽減を図った。	放課後児童の安全な居場所の確保といった学童保育の基本的な目的を達成するだけでなく、放課後子ども教室、放課後子ども学習会、図書館、地域などと連携し、児童にとって魅力ある学童保育サービスの提供に努める。
取組方針④	年々出生数が減少している中でも、できる限り利用したいと思ってもらえるよう内容や方法を工夫し、各種広場や教室・講座を実施した。 異年齢や地域の方との交流を目的として、「ひだまりコンサート（夏）」「なんでも発表会（春）」を開催した。	令和7年5月のオープンを目指して、子育て支援センターを文化会館木育広場へ移転し、多年齢の子どもや親子が集える施設として整備を進める。 また、子育て支援センターの既存事業の抜本的な見直しを行い、利用者増に向けた取組も行う。

▼評価

		進捗状況		
		早	中	遅
達成度	高	A	B	C
	中	B	B	C
	低	C	C	D

4. 障害者福祉 （総合計画掲載ページ 18～19）

障害のある人もない人も地域住民の理解と協力のもとで自立し安心して暮らすことのできるまちを目指します。

【成果指標】

項 目	単位	参考値	実績値				目標値
		R 3	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8
相談支援の利用人数※1	人	1,300	1,570				1,166
まほろば「あいサポート研修」の受講者数	人	16	23				20

※1 年間延べ

【取組方針①】 相談支援体制の充実及び強化

- ・多様化・複雑化する障害者の相談内容に対応するべく、身近な相談支援者や窓口の周知を行うとともに、相談員の専門的・総合的知識の向上を図ります。

【取組方針②】 地域生活支援拠点機能の充実

- ・障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域の支援体制（① 相談、② 緊急時の受け入れ・対応、③ 体験の機会・場、④ 専門的人材の確保・養成、⑤ 地域の体制づくり）を既存の資源を活用することにより面的に整備していきます。

【取組方針③】 障害のある人が暮らしやすい地域づくり

- ・障害のある人もない人も共に理解し合え、助け合い、支え合える地域づくりを目指し、地域、企業、学校等において、まほろば「あいサポート運動」の推進を行います。

▼担当課記入欄（福祉こども課）

	令和5年度の実施状況	令和6年度の実施方針
取組方針①	町窓口に加え、2箇所の相談支援事業所（町社会福祉協議会・生活支援センターいろは）に委託することにより、障害のある人に対する相談支援の充実及び強化に努めた。 また、相談支援の質の向上を図るため、磯城郡地域自立支援協議会相談支援部会においてケース事例検討や研修会等を行った。	相談支援の更なる質の向上に向け、磯城郡地域自立支援協議会相談支援部会においてケース事例検討や研修会等を行う。 また、地域に定着する相談支援員を養成するため、初任者研修カリキュラムの一部を磯城郡地域自立支援協議会として受け入れる。
取組方針②	地域生活支援拠点機能の担うべき役割について理解を深めた。 機能の全てを行政で担うことは困難との考えから、地域の事業所や団体等と連携し、当該機能の充実に向けて検討をした。	本町の規模では機能の全てを行政で担うことは困難との考えから、地域の事業所や団体等と連携して、他自治体の例も調査・研究し、当該機能の充実に向けて検討を続ける。
取組方針③	地域における「あいサポート運動」の一環として、民生児童委員に対し「あいサポート研修」を実施した。	新規採用された町職員を中心に「あいサポート研修」を実施する。

▼評価

		進捗状況		
		早	中	遅
達成度	高	A	B	C
	中	B	B	C
	低	C	C	D

5. 社会保障 (総合計画掲載ページ 20～21)

社会保障制度の周知や窓口の円滑化などを行うことにより、住民のだれもが安心した地域生活を送ることを目指します。

【成果指標】

項 目	単位	参考値	実績値				目標値
		R 3	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8
特定健診の受診率※ ¹	%	29.8	30.4				39.0
マイナンバーカードの交付率※ ²	%	43.6	83.2				80

※¹ データヘルス計画中間評価（国保連合会）

※² 交付実績報告通知（奈良県）

【取組方針①】 住民の健康意識の向上と国民健康保険制度の安定

- ・医療費の増加の原因でもある生活習慣病の予防の重要性を啓発します。また一人ひとりの状態に応じた相談事業などの充実に努めます。

【取組方針②】 社会保障制度の周知と窓口の円滑化

- ・関係機関と連携を図り、社会保障制度の広報周知と窓口の円滑化に努めます。

【取組方針③】 マイナンバーカードの普及促進

- ・必要な人に必要な社会保障制度がつながり、適正な制度の執行ができるよう「マイナンバーカード」の普及促進に努めます。

▼担当課記入欄（住民保険課）

	令和5年度の取組状況	令和6年度の取組方針
取組方針①	生活習慣病の予防・改善を目指すため、各種健康診査の受診勧奨を行うとともに、知識の普及啓発に努めた。また、健診の結果により生活習慣病のリスクが高いと判断された者に対し、特定保健指導・糖尿病重症化保健指導を実施した。 さらに、保健センター、包括支援センターなど各関係機関と連携して健康課題に対して、改善につながる支援や健康相談などを行った。加えて、健康学習を通じ健康に関する知識の普及啓発を行った。	町民が主体的に生活習慣病を予防・改善できるように、引き続き健康診査の受診勧奨などの取り組みを着実にやっていく。また、健康学習など各関係機関との連携により普及啓発について引き続き取り組んでいく。
取組方針②	財政運営については、奈良県が主体となって安定的な財政運営や効率的な事業の確保など国民健康保険制度の安定化を図った。本町においては、地域におけるきめ細かい事業として、納付しやすい環境を整備するなど収納率の向上に努めるとともに、分かりやすい広報を行うなど医療費増加の抑制に取り組んだ。 国民年金に対する不安を軽減し、すべての町民の老後の所得を保障できるよう、分かりやすい情報提供を町ホームページや広報で行うなど、制度の普及に取り組んだ。	国民健康保険については、令和6年度から県内統一税率での保険税賦課が開始され負担の公平化が図られる。 今後においても、わかりやすい制度についての情報提供を町ホームページや広報で行うとともに、納付しやすい環境を整備など収納率の向上に努める。
取組方針③	マイナンバーカードへの理解の促進を図るとともに町民が円滑にカードを取得できる下記の申請環境及び交付体制の整備に取り組んだ。 ①マイナンバーカード専用ブースを設置することで、混雑の解消及び申請事務の効率化を図った。 ②マイナンバーカードの利用者を増やす目的で、高齢者など来庁できない方に対して自宅訪問による申請受付を実施した。 ③マイナンバーカード交付率向上のため、毎月第2第4火曜日の夜間及び毎月第4日曜日に専用窓口を開設した。	マイナ保険証の利用勧奨と周知拡大に努めます。 令和5年度の取り組みを継続しつつ、各事業所、各種イベントに合わせた出張申請窓口の実施など、カードの交付率向上の取り組みを進めていく。

▼評価

		進捗状況		
		早	中	遅
達成度	高	A	B	C
	中	B	B	C
	低	C	C	D

6. 地域福祉活動 （総合計画掲載ページ 22～23）

住民一人ひとりが地域の一員であることを認識しつつ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住民、団体、企業、行政等がそれぞれの役割を担い、連携・協働することができる地域力を高めます。

【成果指標】

項 目	単位	参考値	実績値					目標値
		R 3	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8	
地域の福祉活動（助け合い）に関する満足度※1	%	64.0	－					70.0

※1 アンケート調査（「満足」「やや満足」「ふつう」）

【取組方針①】 相談支援体制の充実

- ・地域の身近な相談相手である民生児童委員に加え、社会福祉協議会に配置されているコミュニティソーシャルワーカーの更なる周知を図り、アウトリーチ型による地域住民の悩みや困り事の把握及び相談支援を行うことで、適切な支援につなげます。

【取組方針②】 見守り活動の充実

- ・高齢者や障害者に限らず、一人暮らしや引きこもりがちな人等も参加できる集いの場や交流の場を確保し、地域住民の互いの見守り活動を促進します。

【取組方針③】 地域福祉を担う人材育成

- ・幅広い年齢層に対しボランティア活動についての情報提供を行い、積極的にボランティア活動に参加できる環境づくりを行います。

【取組方針④】 民生児童委員活動に対する支援

- ・援助を必要とする人ができる限り自立した日常生活を営むことができるよう、地域の民生児童委員による相談支援その他の援助活動を支援します。そのため、地域課題の共有や福祉に関する情報の提供、研修会、委員間の意見交換などを実施します。

▼担当課記入欄（福祉こども課）

	令和5年度の実施状況	令和6年度の実施方針
取組方針①	社会福祉法の改正に伴い、市町村における包括的支援体制の構築が求められたのを受けて、専門職（社会福祉士）が中心となり、福祉関係部局及び町社会福祉協議会で構成する検討会を立ち上げ、体制構築に向けた協議・検討を行った。	庁内福祉関係部局が連携して複雑・複合化する課題解決を図るため、「まるっと相談室」を設置した。 また、月1回おくやまテラスを利用して、「まるっと相談室」出張相談を実施する。
取組方針②	民生児童委員と地域包括支援センターが連携し、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の状況把握及び見守り活動を行った。	民生児童委員と地域包括支援センターが連携し、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の状況把握及び見守り活動を行う。 また、属性を問わずだれでも参加できる居場所を運営する自主活動グループの後方支援について検討を進める。
取組方針③	町社会福祉協議会及び町ボランティア連絡協議会を通して、ボランティア活動の支援を行った。 また、町社会福祉協議会が実施するボランティア養成講座の周知に努めた。	町社会福祉協議会及び町ボランティア連絡協議会を通して、ボランティア活動の支援を行う。 また、町社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動に対する住民の気運醸成及びボランティア養成講座（町社協実施）の周知を行うことで、担い手の育成に努める。
取組方針④	毎月開催する民生児童委員協議会定例会において、各福祉制度に関する研修や各委員の活動事例報告会を実施した。	民生児童委員に対し、ますます多様化する福祉課題や福祉制度についての研修会及び日々の活動に関する意見交換会を実施する。

▼評価

		進捗状況		
		早	中	遅
達成度	高	A	B	C
	中	B	B	C
	低	C	C	D

7. 男女共同参画 （総合計画掲載ページ 24～26）

性別（男女・LGBTQ）に関わらず互いにその人権を尊重し合い、あらゆる分野に共同参画し、その個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

【成果指標】

項 目	単位	参考値	実績値				目標値
		R 3	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8
男女共同参画に関する研修の参加人数	人	42※1	13				60
男性職員配偶者出産休暇の取得率	%	50	40				100
男性職員の育児休暇取得率	%	50	60				100

※1 令和元年度実績

【取組方針①】 性別に関わらず社会進出ができる環境づくり

- ・性差によって、社会生活、家庭生活および社会進出に不均衡・不平等が生じないように、研修会や講座、広報活動を通じて啓発に努めます。
- ・行政組織内においては、職場と家庭生活の調和（ワークライフバランス）が実現できるよう職員に対し、育児参加に関する情報提供に努めます。また、性別関係なく職場で活躍できるようハラスメント抑止に努めます。

【取組方針②】 各審議会等への積極的な女性委員登用

- ・多様な人材の活躍の機会を拡大するため、各審議会や行政委員会等委員においては、性別を問わない委員登用を進めます。

▼担当課記入欄（①総務課・社会教育課、②総務課）

	令和5年度の実施状況	令和6年度の実施方針
取組方針①	（総務課） 住民に対する講演会を行い、男女共同参画に関する意識醸成を行った。 職員が出産時における育児参加ができるよう、情報提供を行った。 （社会教育課） コロナ禍が明け、研修通常どおりの実施に向けて取り組んだがコロナ禍前の水準には達していない。広報活動が不十分であり目標を達成することができなかった。	（総務課） 住民に対する講演会を引き続き実施し、男女共同参画に関する意識醸成を継続的に行う。 職員が出産時における育児参加ができるよう、情報提供を継続的に行う。 （社会教育課） 前年度の反省を生かし、HPでの広報以外に他行事でのチラシ配布、関係団体への告知を行う。
取組方針②	各審議会及び行政委員会において、委員選出を行う際、性別に関係なく、委員の選出を行った。	各審議会及び行政委員会において、委員選出を行う際、性別に関係なく、委員の選出を行い、より多角的な視点で審議を行う。

▼評価

		進捗状況		
		早	中	遅
達成度	高	A	B	C
	中	B	B	C
	低	C	C	D

分野Ⅱ 教育と文化に関すること

1. 人権教育・人権施策	24
2. 学校教育	26
3. 青少年教育	30
4. 生涯学習	32
5. スポーツ	34
6. 文化・芸術	36
7. 歴史	38

1. 人権教育・人権啓発 (総合計画掲載ページ 28～29)

憲法に定められた基本的人権が確立された「人権尊重のまち」を目指します。

【成果指標】

項 目	単位	参考値	実績値				目標値
		R 3	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8
人権教育研修講座の参加者数※ ¹ (年間延べ)	人	229※ ²	214				300
人権教育地区別懇談会開催自治会 数	%	4	19				20
町民集会参加者数	%	232※ ³	141				300

※¹ 町民集会参加者数を除く

※² 令和元年度実績

※³ 令和2年度実績 (86人＋動画配信の視聴回数 179回)

【取組方針①】 人権教育の推進

- ・あらゆる人権問題を、他人事ではなく自分たちの問題として捉え、差別を許さない感性と行動力を身に付けるために、各種講座や研修会、懇談会等などを実施します。それらに、より多くの住民が進んで参加できるような企画・運営に努めます。

【取組方針②】 人権の保障

- ・さまざまな人権問題の解消に向け、あらゆる機会を通じて、人権に関する啓発活動を行います。また、LGBTQの人々や人種や国籍の異なる人々など、マイノリティへの誤解と偏見を解消し、理解を深められるよう啓発に努めます。さらに、人権擁護委員と連携し、人権問題に関する悩みや不安への相談機会の確保に努めます。

▼担当課記入欄（①社会教育課・②住民保険課）

	令和5年度の実施状況	令和6年度の実施方針
取組方針①	コロナ禍が明け、研修講座や地区別懇談会を通常どおりの実施に向けて取り組んだがコロナ過前の水準には達していない。	町に必要な人権研修の実施や、地区別懇談会の各自治会での開催に向けて周知を行っていく。
取組方針②	部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を図るため、人権のまちづくりのための啓発活動を実施した。町民集会においては、マンガを通して人権問題に気づき偏見をなくす講演を通じて人権意識の向上を図った。 人権擁護委員と連携し、中学生に人権を理解する作文コンクールの募集を実施し、人権啓発の推進を図った。また、人権擁護委員、行政相談員等と連携し、人権問題等を始めとした様々な相談に対応する場を毎月開設した。	誰もがお互いの人権を大切にして生き生きと暮らせる社会の実現を目指し、人権問題を「誰か」のことではなく、自分自身のことと捉え、考えていただけるよう、人権思想の普及高揚を図るための人権啓発活動に引き続き取り組んでいく。 また、人権問題に関する悩みや不安への相談機会を人権啓発期間に合わせて確保するなど、人権擁護委員など各関係機関との連携した取り組みを進めていく。

▼評価

		進捗状況		
		早	中	遅
達成度	高	A	B	C
	中	B	B	C
	低	C	C	D

2. 学校教育 (総合計画掲載ページ 30～31)

夢と希望にあふれ、いきいきとした子どもたちの育成と魅力あふれる学校（園）づくり、また、学校（園）を地域の核となる存在にすることを目指します。

【成果指標】

項 目		単位	参考値	実績値				目標値
			R 3	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8
国語・算数の学力※1	国語	%	57/61	65/65				県平均 以上
	算数	%	68/69	58/62				県平均 以上
教職員の情報活用指導力※2		%	79.8※5	82.8				85% 以上
地域学校協働活動の充実※3		%	0	2				7
児童の自己実現・自己効力感※4		%	78.9/ 80.0	86.2 /83.7				県平均 以上

※1 全国学力・学習状況調査の平均正答率

※2 教育情報化実態調査における「教員のＩＣＴ活用指導力」の状況（できる・ややできる）

※3 地域社会との連携及び協働、外部人材の活用（行事数・授業時数）

※4 全国学力・学習状況調査の「学校に行くのは楽しいと思いますか」への肯定的回答率

※5 令和2年度実績

【取組方針①】 「確かな学力」の育成

- ・「指導の個別化と学習の個性化」を実現する教職員や支援員を配置、教職員の指導力向上や児童と向き合う時間を確保するための働き方改革を推進し、確かな学力の向上に努めます。
- ・「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業改善、及び障害特性や特別支援教育の基礎的な理解、異文化理解や多文化共生といった指導に必要な教職員研修を実施します。
- ・「GIGA スクール構想」や ICT の活用により、時代に沿った「情報活用能力」の育成に努めます。

【取組方針②】 地域に開かれた学校づくりの推進

- ・学校運営協議会の設置、及び地域学校協働活動との連携による「地域と共にある学校づくり」を推進します。地域や保護者との教育課題共有に向けた教育活動・行事への参画を進めるとともに、地域との協働による体験学習や地域理解の学習機会を創出します。

【取組方針③】 安全な学校づくりと防災教育の充実

- ・本町の特性や災害リスクを踏まえた上で、総合学習、社会、生活科の機会などで、学年に沿った防災教育を実施していきます。また、地域の防災訓練等への参画も継続していきます。教職員に対しては、被災時のマニュアルを共有し、円滑な避難誘導できるよう備えます。

【取組方針④】 子育て家庭への経済的支援の充実

- ・保護者の経済的な理由により児童の就学機会の喪失につながらないよう、就学援助制度の充実に取り組むとともに、障害特性に応じた支援を充実するために特別支援教育の就学奨励に努めます。
- ・子育て家庭に経済的支援を行うことで、家庭の事情によって、教育機会や教育を受けられる環境が損なわれない仕組みづくりに努めます。

【取組方針⑤】 就学前教育の充実と幼小中接続事業の推進

- ・就学前から小・中学校までの教育を見通した教職員の研修、実践交流、一貫したカリキュラム作りや指導方法の工夫改善を検討し、組織的に取り組みます。
- ・幼保小の架け橋プログラムを通じ、スタートカリキュラムの改善と普及に取り組みます。

▼担当課記入欄（教育総務課）

	令和5年度の実施状況	令和6年度の実施方針
取組方針①	近畿小学校社会科教育研究協議会奈良県大会会場校として、全学級が社会（生活）の公開授業にチャレンジした。 学ば力育成実践やリーディングDXスクール事業に参加し教育活動におけるICT活用や資質向上に取り組んだ。	学ば力育成実践やリーディングDXスクール事業を継続するとともに、読書活動推進事業にも取り組むことで、不読率の低減を目指す。これらの事業を活用しICTツールの活用や読書活動の研修を行うだけでなく、公開授業を通じて研鑽を積む機会を設けていく。また、先進地視察を行い、教委・学校の見識を広げる。 障害特性の理解を深めるためのソフトウェアを導入、低学年児童への支援での活用から進める。
取組方針②	学校管理職、並びに学校評議員を対象に、学校運営協議会制度についての研修を実施し制度実施への理解を求めた。	学校地域協働活動を学校に根付かせるため、地域コーディネーターの定期訪問をおこない、学校教育活動（稲作体験や読み聞かせなど）への参画を広げる。 学校運営協議会制度についての研修等を実施し理解を深める。
取組方針③	児童の家庭への引き渡し訓練を実施（コロナ禍による再開）した。 上述の公開授業を通じて、川西町の地域理解や防災意識向上に向けての教材開発をおこなった。	気象警報や地震、火災等を想定した防災訓練を再開していく。 教育活動を通じて、児童の防災意識向上に取り組む。
取組方針④	国要綱に則った就学援助費・就学奨励費の支給をおこなった。 物価高騰の影響軽減を目的に学校給食費の一部公費負担をおこなった。 小学校の制服支給を購入助成にあため、家庭内リユースに対応した。	国要綱に則った就学援助費・就学奨励費の支給をおこなう。 学校給食費の幼稚園児・小学生の学校給食費の一部公費負担を継続するとともに、指定校に就学する中学生については全額公費負担とする。
取組方針⑤	幼稚園非在園児も対象とした子育て支援事業（講演）を実施した。 就学前教育施設間の交流再開に努めた。	幼保こ小中合同の教職員研修を実施し、学校間交流の機会を設ける。園児による図書館利用や司書によるおはなし会を開催し、本やことばに親しむ体験を増やす。

▼評価

		進捗状況		
		早	中	遅
達成度	高	A	B	C
	中	B	B	C
	低	C	C	D

3. 青少年教育 (総合計画掲載ページ 32～33)

次世代を担う青少年の育成を学校、地域、家庭が連携して行うことにより、地域の教育力の充実と向上を目指します。

【成果指標】

項 目	単位	参考値	実績値				目標値
		R 3	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8
子ども教室の加入率※1	%	15	13				25
川西町見守り隊の登録者数	人	317	274				317

※1 登録児童数（合唱、和太鼓、琴、能楽）／小学校就学児童数

【取組方針①】 青少年を非行・犯罪から守る環境づくり

- ・青少年を非行や犯罪から守る環境づくりのため、川西町見守り隊、連合PTA等と連携して危険箇所マップや、有害環境に関する情報を保護者や子どもたちに提供します。また、川西町見守り隊への参加啓発に取り組みます。

【取組方針②】 家庭や地域の教育力の向上

- ・家庭や地域の教育力向上に向けて、学校、地域、家庭がひとつになって、家庭教育の重要性の啓発を行うとともに、親子で参加する事業の実施に取り組みます。また、奈良県の学校・地域パートナーシップ事業補助金を活用して、放課後学習事業の充実を図ります。

【取組方針③】 体験活動の促進と指導者の育成

- ・青少年が健やかに成長するためには、さまざまな経験や体験活動が重要となってきています。これらの教育活動に積極的に取り組むと共に、青少年活動リーダーの育成にも取り組みます。また、子ども教室の活動を活性化させ、その成果を発表できる場についても確保していきます。
- ・青少年世代の世代間交流や地域への愛着が醸成されるよう、中高生や大学生が地域社会に参画できるように促します。

▼担当課記入欄（社会教育課）

	令和5年度の取組状況	令和6年度の取組方針
取組方針①	コロナ過が明け、連合PTA等と連携を再開し、見守り等を再開した。	連合PTA等と連携し、危険箇所マップの作成に取り掛かる。 引き続き見守り隊の支援を行う。
取組方針②	「放課後こども学習会」を水曜日の放課後に小学校で開講。地域人材による学習支援員とともに運営をおこなった。 町で活動されている、子育て応援隊 かわにし WAKU・WAKU+1と協力し、スマイルフェスタ等のイベントを実施した。	引き続き「放課後こども学習会」を地域の方々多と共に開講・運営するとともに子育て応援隊 かわにし WAKU・WAKU+1と協力し、スマイルフェスタ等のイベントを検討し実施する。
取組方針③	子ども教室の各講座(お琴・合唱団・和太鼓)で充実した活動をし、3月に発表会として子どもフェスティバルを実施した。	引き続き、子ども教室の各講座(お琴・合唱団・和太鼓)で充実した活動をし、3月に発表会として子どもフェスティバルを実施する。 新たに中学生の和太鼓クラブが発足し活動を開始。

▼評価

		進捗状況		
		早	中	遅
達成度	高	A	B	C
	中	B	B	C
	低	C	C	D

4. 生涯学習 (総合計画掲載ページ 34～35)

住民が生涯学習で習得した学習成果を学校や地域活動に活かし、地域の活性化を目指します。

【成果指標】

項 目	単位	参考値	実績値				目標値
		R 3	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8
高齢者教室の登録人数 (各年度4月時点)	人	198	181				250
図書館の利用者数 (年間延べ人数)	人	8,003	8,656				10,000

【取組方針①】 青生涯学習活動の支援

- ・地域における住民の主体的な生涯学習活動を支援するとともに、多様な生涯学習機会を提供する社会教育関連団体を支援します。また、生涯学習に関するさまざまなジャンルで個人の知識、技能、経験等を有している人と、学習者をつなぐ仕組みや、学習者が学んだことを地域に還元できる仕組みをつくります。
- ・住民のニーズにこたえることができるように、広報やホームページを活用して定期的に学習機会に関する情報を発信します。文化会館やふれあいセンター等についても、住民が町内外のさまざまな生涯学習情報を得ることができるように、会館内にテーマごとの情報コーナーを設け、情報発信の場としても活用します。

【取組方針②】 図書館の利用促進

- ・図書館では、利用促進のため取り組んでいる図書のリクエスト、他館からの図書の取寄せ等のサービスについていっそうの充実に努めます。

▼担当課記入欄（社会教育課）

	令和5年度の実施状況	令和6年度の実施方針
取組方針①	広報及びホームページ、SNS を利用し、各 行事等の周知を行った。 各文化教室の内容等を掲載した冊子作 成。	広報及びホームページ、SNS を利用し、各 行事等の周知を行う。 各文化教室の内容等を冊子にまとめ広報 と一緒に各戸に配布（4月）。 ふれあいセンター内で新たな文化教室を 実施し住民のニーズ調査を行っていく。
取組方針②	新規事業としてブックスタート事業を開 始。（4・5 ヲ月・1歳6 ヲ月・3歳6 ヲ月 児の健診対象者に絵本を提供し、幼少期 から本に接する機会を増やし、言葉と心 を育てる事業）	幅広いニーズにこたえるため、毎週日曜 の午後を「にぎやかタイム」と位置づけ コミュニケーションを取りながらの利用 を促進する。 セルフ貸出機能の追加を行い利用者の個 人情報を守り、図書館の利用促進につな げる。 小中幼保の図書館担当と定期的に連絡協 議で情報交換を行い連携を深める取り組 みについて検討を行い実施する。 図書館内の展示について定期に見直しを を行い SNS 等で情報発信を行う。 昨年に引き続きブックスタートを通して 幼少期から本に接する機会の促進に努め る。

▼評価

		進捗状況		
		早	中	遅
達成度	高	A	B	C
	中	B	B	C
	低	C	C	D

5. スポーツ

(総合計画掲載ページ 36～37)

スポーツ、レクリエーションを通して、健康や体力づくりに対する関心を高め「元気なまちづくり」を目指します。また、活力にあふれ、身近にスポーツが楽しめる環境づくりを目指します。

【成果指標】

項 目	単位	参考値	実績値				目標値
		R 3	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8
中央体育館の利用人数 (年間延べ人数)	人	23,120	25,671				25,000
町スポーツ推進委員の実技指導回数	回	12	11				12

【取組方針①】 活力あふれるスポーツの場の環境づくり

- ・住民のニーズにあったスポーツ、レクリエーションの充実を図っていくとともに、体力の維持、心身の健全な発達に寄与していく環境づくりに努めます。また、住民がスポーツに取り組む環境が持続できるよう、老朽化している施設設備についても計画的な維持管理に努めます。

【取組方針②】 競技スポーツの振興

- ・競技スポーツの振興を図るため、川西町スポーツ協会、川西町スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブと連携して、競技スポーツ選手の発掘と強化育成などを進め、競技力の一層の向上に努めます。

【取組方針③】 スポーツ習慣の定着

- ・これまでスポーツ習慣が定着していない人のために、関係団体と連携し、若年層を含めた幅広い年齢層が継続的に実施できるスポーツ体験教室や大会を実施します。また、グラウンドや広い競技場を必要とする既存のスポーツだけでなく、幅広い年齢層で実施可能なニュースポーツの普及啓発を継続的に行います。

▼担当課記入欄（社会教育課）

	令和5年度の実施状況	令和6年度の実施方針
取組方針①	社会体育施設の指定管理者である NP0 法人川西スポーツクラブと連携し、各施設の改修及び修繕を行った。	社会体育施設の指定管理者である NP0 法人川西スポーツクラブと連携し、各施設の改修及び修繕を行う。 令和6年度は、企業版ふるさと納税を利用し小学生用と中学生以上用と高さ調整できるバスケットゴールを中央体育館に設置する。
取組方針②	川西町スポーツ協会、川西町スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブと連携して、スポーツ競技の推進を行うとともに、町民の県民スポーツ大会への参加の取りまとめを行い、参加手続きを行った。	令和5年度に引き続き、川西町スポーツ協会、川西町スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブと連携して、スポーツ競技の推進を行うとともに、町民の県民スポーツ大会への参加の取りまとめを行い、参加手続きを行う。 今年度は、バスケットボール教室、スポーツチャンバラ体験会、インラインスケート体験会を実施していく。
取組方針③	町職員及びスポーツ推進委員等の協力を得ながら、自治会、老人クラブ、子ども会、小・中学校の特別支援学級等と連携し、軽スポーツ普及活動を行った。	5年度に引き続き、町職員及びスポーツ推進委員等の協力を得ながら、自治会、老人クラブ、子ども会、小・中学校の特別支援学級等と連携し、軽スポーツ普及活動を行う。

▼評価

		進捗状況		
		早	中	遅
達成度	高	A	B	C
	中	B	B	C
	低	C	C	D

6. 文化・芸術 (総合計画掲載ページ 38～39)

多くの住民が文化や芸術に親しむことができるまちを目指します。

【成果指標】

項 目	単位	参考値	実績値				目標値
		R 3	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8
川西文化会館の貸館利用人数 (年間延べ人数)	人	11,661	15,018				12,500

【取組方針①】 活力ある文化芸術活動への支援

- ・住民ニーズにあった文化鑑賞会を実施します。あわせて各種教育機関等と連携し、子どもや若年世代を中心とした次世代の育成に努めます。ワークショップなどを通じて、住民が文化芸術に触れられる機会づくりに取り組みます。
- ・文化芸術活動に取り組む団体が十分に活動できるよう活動支援を行います。

【取組方針②】 魅力ある文化施設機能の充実

- ・中核的な文化施設である川西文化会館など、町内文化施設の適切な管理と運営の充実を図り、多様な文化活動の機会確保に努めます。
- ・さまざまな発信ツールの活用により、情報の充実を図ります。

▼担当課記入欄（社会教育課）

	令和5年度の取組状況	令和6年度の取組方針
取組方針①	文化協会と共催し、芸術部門・芸能部門の中から実行委員会制を引き、皆さんと共に作り上げる文化祭を開催した。（作品展示・芸能発表・模擬店・体験コーナーなど） 町自主事業を利用し、ピアノ演奏のワークショップを開催。	文化協会と共催し、芸術部門・芸能部門の中から実行委員会制を引き、皆さんと共に作り上げる文化祭を開催した。（作品展示・芸能発表・模擬店・体験コーナーなど） 町自主事業を利用し打楽器（ガムラン・スティーロパン）体験のワークショップを計2回実施する。
取組方針②	町の整備計画に基づき、文化会館及びふれあいセンターの施設改修及び修繕を執り行った。	町の整備計画に基づき、文化会館及びふれあいセンターの施設改修及び修繕を執り行う。 今年度は、文化会館の非常灯蓄電池の更新を行い施設の安全性の確保に努める

▼評価

		進捗状況		
		早	中	遅
達成度	高	A	B	C
	中	B	B	C
	低	C	C	D

7. 歴史 （総合計画掲載ページ 40～41）

先人達が積み重ね創りあげてきた歴史風土を後世へ伝承し、住民が身近な場所で歴史を感じながら暮らすことのできるまちづくりを目指します。

【成果指標】

項 目	単位	参考値	実績値				目標値
		R 3	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8
島の山古墳整備の進捗度 (年間延べ人数)		古墳分 人数の 地中調 査	仮設橋 の設計				工事 着手

【取組方針①】 文化財の保護および継承

- ・文化財の調査や適切な保存管理を行うとともに活用を図っていきます。講座等の機会を通じて、住民の文化財に対する意識を向上させ、文化財の保護の機運を高めていきます。
- ・伝統行事に関して、映像等のアーカイブを形成し後世に記録を残していきます。

【取組方針②】 文化財の整備および活用

- ・住民が地域への理解を深め、シビックプライドが醸成されるよう、文化財の整備・活用を図っています。
- ・飛鳥時代における聖徳太子の通学道とされる太子道（筋違道）、「島の山古墳とその周辺の整備」など、歴史的文化遺産を整備し、保存活用を図ります。島の山古墳の整備については、国や県と協議しながら、検討委員会を設置して住民同士の憩いの場、学びの場として史跡公園化計画を進めていきます。

【取組方針③】 観世流能楽の普及・継承

- ・「観世流能楽発祥の地」として町内外にその認知を広げ、住民にとって町の誇りとして感じてもらえるようなプロモーションに取り組みます。
- ・能は嗜むことでその理解を深められることから、子どもから大人まで多くの住民が能に触れることができる能楽関係のイベント等を継続的に実施します。

▼担当課記入欄（社会教育課）

	令和5年度の取組状況	令和6年度の取組方針
取組方針①	年5回の歴史講座を開催し住民の文化財に対する意識向上に繋がる講座内容を実施している。	前年に引き続き、年6回の歴史講座を開催し住民の文化財に対する意識向上に繋がる講座内容を実施する。
取組方針②	島の山古墳の整備を進めるために仮設橋の設計を行った。 太子道沿いの文化遺産である油掛地蔵の保存会への補助金交付を実施。	仮設橋を設置するため周濠部分の発掘調査を実施する。 引き続き、太子道沿いの文化遺産である油掛地蔵の保存会への補助金を交付する。
取組方針③	観世流能楽の普及に向けて、町自主事業として能楽公演を実施した。 併せて、地元能団体への支援及び子ども能楽講座を実施した。	川西町関わりのある能楽について、幅広い世代に親しんでもらうため、マンガで川西町と観世能（観阿弥・世阿弥）との関りを描いた冊子を作成し普及活動に活用する。 引き続き、地元能団体への支援及び子ども能楽講座を実施する。

▼評価

		進捗状況		
		早	中	遅
達成度	高	A	B	C
	中	B	B	C
	低	C	C	D

分野Ⅲ 生活環境に関すること

1. 住環境	42
2. ごみ・リサイクル	46
3. 防犯・交通安全	48
4. 防災	50
5. 地域コミュニティ・住民協働	52

1. 住環境 (総合計画掲載ページ 44～45)

町民の多様なライフスタイルに合った住環境が整備され、誰もが快適に生活できるまちを目指します。
また、環境問題を理解し地域の美化意識を高め、一層住みやすいまちを目指します。

【成果指標】

項 目	単位	参考値	実績値				目標値
		R 3	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8
クリーンアップキャンペーンの参加者数	人	154※1	155				160
公園利用者等からの苦情件数	回	7	0				0
危険空き家除去費補助金の活用件数	件／年	1	4				3
空き家バンク登録件数※1	件／年	約 10	0				10

※1 令和元年度実績

【取組方針①】 美化意識の向上と不法投棄等の抑止

- ・クリーンキャンペーンを行うことにより地域住民の美化意識の向上を図ります。地元事業者や自治会から多数参加してもらえるよう周知に努めます。
- ・ポイ捨てや不法投棄が発生しないよう、多様な手段での美化意識の啓発活動やパトロール等による抑止活動に努めます。

【取組方針②】 地球環境の保全に向けた啓発

- ・省エネルギー・省資源・カーボンニュートラルに向けた取組をはじめ、日常の生活や事業活動を見直し、地球環境への負荷を軽減するよう取り組むなど、環境意識向上にむけた啓発に努めます。

【取組方針③】 公園の適切な維持管理

- ・安全かつ快適な都市公園の維持に努めます。公園遊具は、長寿命化計画により平成30年度で全て改修済みのため、年1回、専門技術者による法定点検と日常点検を実施し、要補修箇所の把握と修理を迅速に行います。

【取組方針④】 空き家対策の取組

- ・所有者に対して空き家バンクへの登録を促すことで流通と促進を図ります。また適切に管理されていない空き家等に対しては、法令に基づいた助言や指導等を行い除却や修繕等の対策を促します。

【取組方針⑤】 町営住宅の維持管理

- ・町営住宅については、管理区分に定められた修繕を適切かつ迅速に実施し、良好な住環境の維持管理に努めます。

▼担当課記入欄（住民保険課・まちマネジメント課・まちづくり推進課）

	令和5年度の実施状況	令和6年度の実施方針
取組方針①	（住民保険課） 9月3日の美化統一実践活動クリーンアップならキャンペーンに参加し、継続した地域ぐるみの美化活動を実施した。町民や町内事業者など多数の方に参加してもらえよう周知活動に努めた。また、地域における自主的な清掃活動を支援するためのボランティア収集ごみ袋の交付及び収集を継続して実施した。	（住民保険課） 美化統一実践活動クリーンアップならキャンペーンに引き続き参加し、地域ぐるみの環境美化活動を積極的に行うとともに、町民一人ひとりが地域の環境美化を含め、まちの環境美化に関心を持つことができるよう、イベントやキャンペーンの実施、まちの環境美化に関する情報等を積極的に発信し周知活動に努める。
取組方針②	（住民保険課） 令和5年3月に策定した「川西町地球温暖化対策実行計画」により、町が実施している事務及び事業に関し、職員の行動や施設ごとの事業において町事業における温室効果ガスの削減として配慮が必要な事項についての周知及び意識づけを行い、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取り組みを実施してきた。また、その結果については町ホームページで公表するなど住民への環境意識向上に向けた啓発にも努めた。	（住民保険課） 川西町地球温暖化対策実行計画の取り組み方針、温室効果ガス排出量の削減目標である「電気供給の見直しと使用量の削減」「温室効果ガスの削減に配慮した施設等の更新」「日常業務における省エネ推進」の達成に向けた取り組みを実行していく。
取組方針③	（まちマネジメント課） 専門技術者による法定点検と日常点検を実施し、要補修箇所の把握と修理を迅速に行った。	（まちマネジメント課） 専門技術者による法定点検と日常点検を実施し、要補修箇所の把握と修理を迅速に行う。
取組方針④	（まちマネジメント課） 空き家の管理に関する問い合わせは増えており、助言をしながら対応したところ、危険空家等除却費補助金の活用が4件あった。	（まちづくり推進課） 所有者に対して空き家バンクへの登録を促すことで流通と促進を図ります。また適切に管理されていない空き家等に対しては、法令に基づいた助言や指導等を行い除却や修繕等の対策を促します。
取組方針⑤	（まちマネジメント課） 管理区分に定められた修繕を適切かつ迅速に実施し、良好な住環境の維持管理に努めた。	（まちマネジメント課） 管理区分に定められた修繕を適切かつ迅速に実施し、良好な住環境の維持管理に努める。

▼評価

		進捗状況		
		早	中	遅
達成度	高	A	B	C
	中	B	B	C
	低	C	C	D

2. ごみ・リサイクル (総合計画掲載ページ 46～47)

住民や事業所から排出される一般ごみの減量化や再利用化がより進み、また、地域による資源回収団体等の活性化により、資源循環型のライフスタイルが構築され、ごみの少ない環境に優しいまちを目指します。

【成果指標】

項 目	単位	参考値	実績値				目標値
		R 3	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8
年間1人あたりのごみ排出量	Kg	195.5	190.0				190.6
資源ごみ収集率	%	8.74	8.79				10.24

※1 可燃・不燃／直接搬入含む

※2 ごみの総処理量に対する割合

【取組方針①】 資源回収団体の活動推進

- ・子ども会や自治連合会などへ活動実施を直接働きかけ、助成制度の周知を行い、啓発を進めます。

【取組方針②】 ごみ分別細分化や高齢者のごみ出し負担の軽減

- ・ごみ分別パンフレット、広報紙、ホームページなどさまざまな方法により分別の周知を行います。あわせて、福祉政策や見守り活動と連携した「ふれあい収集」により、高齢者等のごみ出し負担軽減を図ります。

【取組方針③】 ごみを増やさない意識づくりの推進

- ・資源ごみの分別、食品ロスの削減、生ごみの減量化など持続可能な循環社会の確立について周知を図ります。

▼担当課記入欄（住民保険課）

	令和5年度の取組状況	令和6年度の取組方針
取組方針①	営利を目的としない自主的且つ定期的な資源回収活動を実施する地域団体に対し助成金を交付することで、ごみの減量化、環境問題等に対する意識向上、廃棄物を資源として積極的に有効活用することの推進に取り組み、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築を図ってきた。また、町内の各団体の集会などに積極的に出向き、この制度の周知や活動実施への働きかけに取り組んだ。	資源回収に取り組む団体への本制度を継続していくとともに、町内の資源回収団体を増やすため周知活動などに取り組んで行く。また、定期的な制度の見直しなど、少子高齢化や様々な地域課題や住民ニーズに対応した制度への見直しに取り組んでいく必要がある。
取組方針②	ごみの再資源化、排出方法の徹底について、町ホームページやパンフレットなどを活用し、啓発を行った。また、ごみの出し方に対する町民からの問合せに対して、状況に応じて現地確認を行い理解促進に努めた。 ふれあい収集については、条件の緩和による利用促進を図り高齢者等の負担軽減に取り組んだ。	町民の環境意識は高く、分別収集など資源を有効活用する取組みは進んでいるが、一方で急激な高齢化・核家族化により、高齢者等のごみ出しの負担軽減を図るための「ふれあい収集」への多様化したニーズが増えてきており、その個々の状況による対応など利便性の向上には更なる検討が必要となってきた。
取組方針③	循環処理システムの構築及び計画的な一般廃棄物処理の推進を図るため、リサイクル掲示板を活用した事業を実施した。家庭で不要になった生活用品（使用可能なもの）を、他の人に「ゆずりたい人」と「ゆずってほしい人」の情報交換の場を役場1階ロビーに設置し、町ホームページ等で町民に周知し、不用品の有効利用について積極的に取り組んだ。	ごみの発生抑制や分別は進んでいるものの、まだまだ進めていく必要がある。資源の再使用、再資源化などの情報提供を十分に行い、住民の理解を得るとともに、環境にやさしい適正処理を継続して推進していく必要がある。

▼評価

		進捗状況		
		早	中	遅
達成度	高	A	B	C
	中	B	B	C
	低	C	C	D

3. 防犯・交通安全 (総合計画掲載ページ 48～49)

行政・地域・警察・学校の連携を深め、地域ぐるみで防犯・交通安全対策を行い、誰もが安全かつ安心して生活できるまちづくりを目指します。

【成果指標】

項 目	単位	参考値	実績値				目標値
		R 3	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8
刑法犯の発生件数※ ¹ (人口千人あたりの刑法犯認知件数)	件	2.9	2.65				2.5
町内交通事故発生件数※ ¹ (人身事故)	件	10	12				0

※¹ 奈良県警による集計

【取組方針①】 防犯意識の向上

- ・自分の身は自分で守るという意識醸成を進め、高齢者をターゲットとした特殊詐欺などの犯罪情報や学校や幼稚園周辺、通学路等で発生する不審者情報を防災無線、広報誌、SNSなどを通じて住民周知を行い、防犯意識の向上に努めます。また、児童に対する防犯教育についても防犯ブザーの配布等により、警察や関係機関と連携しながら推進に努めます。

【取組方針②】 地域と連携した防犯対策の推進

- ・子どもたちの安全確保のための見守り体制については、小学校の登下校における「川西町見守り隊」の見守り活動など地域住民との連携協力により防犯対策を推進します。また、町内に設置する防犯灯については、次期取替時にスムーズな業務実施ができるよう関係業務を進めます。

【取組方針③】 交通安全対策の充実

- ・行政・地域・警察・学校の連携により交通安全教育及び交通安全啓発を推進し交通安全意識の全体的な向上を図るとともに、交通事故危険箇所の点検や交通安全施設の整備を継続的に推進します。また、磯城郡3町で構成する交通安全を目的とした磯城サミットにより、交通安全問題の共有及び広域的な交通安全対策の実施に努めます。

▼担当課記入欄（①③総務課、②社会教育課）

	令和5年度の実施状況	令和6年度の実施方針
取組方針①	警察や関係機関と連携し啓発物品の配布活動、広報誌・SNSなどを通じて住民周知を行い、防犯意識の向上を図った。	引き続き警察や関係機関と連携し啓発物品の配布活動、広報誌・SNSなどを通じて住民周知を行い、防犯意識の向上を図る。
取組方針②	教育委員会、小学校、川西町見守り隊の意見交換会を開催（令和5年7月21日）し情報共有や近況の課題等について協議を行い更なる連携を図った。 また、見守り隊全員（274名）のボランティア保険の加入や、ビブス15、ウインドブレーカー18、夏帽子10、冬帽子17のユニホーム新規貸与（汚損分交換含む）を行った。	教育委員会、小学校、川西町見守り隊の意見交換会を開催し情報共有や近況の課題等について協議を行い更なる連携を図る。 また、見守り隊全員のボランティア保険の加入を行うとともに、ユニホーム新規貸与（汚損分交換含む）を引きつづき実施し見守り隊の活動の支援を継続する。
取組方針③	・行政・地域・警察・学校の連携による、町内主要箇所の立哨をはじめとした交通安全啓発活動を実施し、交通安全意識の向上を図った。 ・磯城郡3町で構成する交通安全を目的とした会議を開催し、交通安全問題の共有及び広域的な交通安全対策の実施に努めた。	引き続き行政・地域・警察・学校の連携により、町内主要箇所の立哨をはじめとした交通安全啓発活動を実施し、交通安全意識の向上を図る。

▼評価

		進捗状況		
		早	中	遅
達成度	高	A	B	C
	中	B	B	C
	低	C	C	D

4. 防災 （総合計画掲載ページ 50～51）

地域住民の防災意識が向上し、自主防災組織の育成をはじめ、風水害や地震などの災害に強いまちを目指します。

【成果指標】

項 目	単位	参考値	実績値				目標値
		R 3	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8
地域防災計画の策定※1			完了	—	—	—	改訂 (R6 まで)
防災訓練の実施	回／年	0※2	1				0
「聞く」音声確認メール・「見る」 防災情報メールの登録者数	人	700	772				1,100
耐震診断の実施戸数（累計）	戸	23					25
耐震改修の実施戸数（累計）	戸	6					15

※1 策定（H28）／改訂（H30）

※2 令和2年度実績／新型コロナウイルス感染症拡大のため

【取組方針①】 地域防災計画の見直し

- ・大規模な風水害や大地震に備え、地域防災計画を見直し、本町で想定される災害の特性や災害時における対処方法、避難場所や危険箇所等の情報提供、防災訓練の実施等を推進するとともに、住民への防災意識の啓発や知識の普及を図ります。また、行政・地域・住民の役割をそれぞれ認識し、自分たちのまちは自分たちでまもるという意識の向上を図ります。

【取組方針②】 防災体制の強化

- ・突発的な災害への対応については、連絡体制の整備や避難体制の強化を図るとともに、いつおこるか分からない災害に備えます。そのため避難所機能や災害時備蓄品の確保に努めます。また、河川氾濫や内水氾濫については、関係機関と連携を取りながら、対策の促進を図ります。

【取組方針③】 消防団及び奈良県広域消防組合との連携

- ・地域の安全を確保するために消防団と連携し、消火活動や水防活動の充実を図ります。また、奈良県広域消防組合と連携し、防災訓練や普通救命講習を行うことで一人でも多くの生命を守る意識向上を図ります。

【取組方針④】 住宅耐震化の推進

- ・耐震診断及び耐震改修に係る補助事業を実施します。耐震化の推進に向けた啓発、対象所有者への周知を図ります。過年度に耐震診断を実施した所有者等に対しては耐震改修を促す通知文を送付します。

▼担当課記入欄（①②③総務課・④まちマネジメント課）

	令和5年度の実施状況	令和6年度の実施方針
取組方針①	地域防災計画修正作業は、令和5年度末で完了。現行の法令、上位計画等との整合を図るとともに、近年の災害教訓を踏まえ川西町の特性を考慮した実効化を行った。	引き続き本町で想定される災害の特性や災害時における対処方法、避難場所や危険箇所等の情報提供、防災訓練の実施等を推進するとともに、住民への防災意識の啓発や知識の普及を図る。
取組方針②	「自主防災」をテーマとした防災講演会を実施し、防災意識の啓発や知識の普及を図った。	防災訓練等を実施し、防災意識の啓発や知識の普及を図る。
取組方針③	窓口来庁者に案内・周知するとともに、HPにて周知を図った。	引き続き窓口来庁者に案内・周知するとともに、HPにて周知を図る。
取組方針④	広報・HPで案内したところ、問い合わせはあったが、実施件数は0となった。	1月の能登半島地震以降、問い合わせが増えているため、申請の案内をし、着実に事業を執行する。

▼評価

		進捗状況		
		早	中	遅
達成度	高	A	B	C
	中	B	B	C
	低	C	C	D

5. 地域コミュニティ・住民協働 （総合計画掲載ページ 52～53）

地域課題の解決や住民同士の交流のために、様々な分野で住民活動が活発に行われるまちづくりを目指します。

【成果指標】

項 目	単位	参考値	実績値				目標値
		R 3	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8
自治会加入率※1	%	78	77				80
住民提案型事業の参加団体数	%	7	8				10

※1 自治会加入者／全住民

【取組方針①】 地域コミュニティ活動の意識醸成

- ・地域コミュニティ活動の重要性を広く周知し、地域づくりの担い手としての行動を促進するための意識を高め、地域コミュニティ活動への参加意識を醸成します。また、転入時の窓口案内や開発事業者への協力を呼びかけることで、地域コミュニティ活動の基礎組織である自治会への加入を促進します。

【取組方針②】 地域コミュニティ活動への支援

- ・良好な地域社会の形成、住民福祉の増進、住民主体による地域活性化を図るため、自治会や住民団体への活動を支援します。また、地域コミュニティ活動の拠点である公民館の改修等への支援を行うとともに、だれもが活動に参加できるよう空き店舗などを活用した拠点整備を行います。

【取組方針③】 地域コミュニティ活動を担う人材育成

- ・地域コミュニティを支える人材が活動できる場や機会を設け、良好な地域社会の形成、住民福祉の増進、住民主体による地域活性化を図ります。

▼担当課記入欄（総合政策課）

	令和5年度の実施状況	令和6年度の実施方針
取組方針①	転入手続きの際に、自治会の紹介チラシを配付 不動産関連事業者からの問合せの際に、入居者への自治会加入についての案内を依頼	転入手続きの際に、自治会の紹介チラシを配付 不動産関連事業者からの問合せの際に、入居者への自治会加入についての案内を依頼
取組方針②	各種補助金を交付し、自治会活動を支援 自治会活動促進…全自治会、 バリアフリー化改修…1自治会、 集会所建築費等…2自治会 自治会長で構成される自治連合会総会を2回開催し、各種情報提供や意見交換、勉強会等を実施	各種補助金を交付し、自治会活動を支援 自治会長で構成される自治連合会総会を2回開催し、各種情報提供や意見交換、視察等を実施
取組方針③	町内8団体に補助金を交付し、地域の課題解決につながるまちづくり活動を支援 おくやまテラスのシェアスペース等を、コミュニティの形成に資する活動の場として貸し出し	・町内団体に補助金を交付し、地域の課題解決につながるまちづくり活動を支援 ・おくやまテラスのシェアスペース等を、コミュニティの形成に資する活動の場として貸し出し

▼評価

		進捗状況		
		早	中	遅
達成度	高	A	B	C
	中	B	B	C
	低	C	C	D

分野Ⅳ 都市基盤に関すること

1. 道路	56
2. 上下水道	58
3. 公共交通	60
4. 駅周辺整備	62

1. 道路 （総合計画掲載ページ 56～57）

生活道路及び歩行空間の整備と維持管理が適切に行われ、すべての利用者が安全・安心で快適に利用できる道路環境が整備されたまちを目指します。

【成果指標】

項 目	単位	参考値	実績値				目標値
		R 3	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8
町内道路全般に対する満足度	%	35	35				19.1
交通安全対策に対する満足度	%	20	20				14.1

【取組方針①】 地域の内外を結ぶ道路網の整備

- ・京奈和自動車道一般部の橋台橋脚工事が現在施行中です。引き続き早期開通に向けた工事の実施及び予算確保に努めてもらえるよう関係機関に要望します。また、大和中央道の用地買収が円滑に進むよう、地権者交渉に協力するなど、関係機関との連携を密にし早期開通を目指します。

【取組方針②】 町内道路維持補修の推進

- ・社会資本整備事業と公共施設等適正管理推進事業債を活用し事業の進捗を図ります。限られた予算の中、優先順位を見極め効率的な事業執行に努めます。
- ・道路パトロールや住民からの通報によって、道路損傷箇所の状況を把握し迅速な対応を図ります。

【取組方針③】 道路交通の安全確保

- ・交通量が多く、交通安全施設である路面標示が消えている区間を重点的に復旧していきます。
- ・通学路合同点検で危険箇所を早期発見し迅速な安全確保の対応に努めます。

【取組方針④】 橋梁の予防保全型管理の推進

- ・「橋梁長寿命化修繕計画」によって大規模橋梁（15 m 以上）については修繕対応済であることから、今後小規模橋梁（2 m 以上）の修繕工事を着手していきます。

▼担当課記入欄（まちマネジメント課）

	令和5年度の実施状況	令和6年度の実施方針
取組方針①	京奈和自動車道の側道部分の早期開通に向けて国道事務所をはじめとする関係機関に整備促進期成同盟会を通じ、または単独で要望を行った。	京奈和自動車道の側道の開通は、渋滞解消のみならず、本町の発展にとっても重要な役割を担うことから、引き続き要望活動を行うとともに関係機関への協力を図る。
取組方針②	道路パトロールや住民からの通報によって、道路損傷箇所の状況を把握し迅速な対応を行った。	道路パトロールや住民からの通報によって、道路損傷箇所の状況を把握し迅速な対応する。
取組方針③	交通安全施設である路面標示が消えている区間を重点的に復旧した。	交通安全施設である路面標示が消えている区間を重点的に復旧する。
取組方針④	令和6年度から実施する橋梁点検の実施に向けて事業規模の積算と補助金要望を実施。	社会施設総合交付金を受けて橋梁点検を実施する。

▼評価

		進捗状況		
		早	中	遅
達成度	高	A	B	C
	中	B	B	C
	低	C	C	D

2. 下水道 (総合計画掲載ページ 58～59)

上水道では、安全でおいしい水を確保し、安定した供給体制を確立、維持していくことを目指します。
下水道では、快適で衛生的な生活環境を維持していくことを目指します。

【成果指標】

項 目	単位	参考値	実績値				目標値
		R 3	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8
公共下水道水洗化率※ ¹	%	97.3	97.5				98
マンホール蓋改築工事進捗率※ ²	%	25.0	67.0				100

※¹ 水洗化人口／処理区域内人口

※² 町域マンホール箇所数／改築箇所数

【取組方針①】 上水道管路施設の維持管理、改築更新

- ・水道事業者が抱える課題を、単独で対応していくには限界があります。人口減少に伴う給水収益の先細りによって適切な更新事業費の確保が困難になることや、水道事業の維持に対して十分な技術力・人員の確保が困難になっていくことが明らかであるといえます。このことから、令和4年4月から磯城郡3町（川西町・三宅町・田原本町）の水道事業を経営統合し、「磯城郡水道事業企業団」で水道事業全般の業務を行うこととなりました。経営統合によって、上水道管路施設の維持管理、改築更新については企業団で取り組まれることになります。
- ・今後も引き続き、水道の理想像である「持続」「強靱」「安全」の確保により、安全・安心な水道水を将来に渡って持続的に供給するため、上水道施設の適切な維持管理を行い快適な生活環境と水環境の保全を図ります。

【取組方針②】 下水道管渠の維持管理の推進

- ・マンホール蓋の耐用年数の経過や機能低下等によって修繕改築工事が必要となっています。修繕を早急に完了させるため、交付金活用や改築箇所数の整合性を見極めを行い事業を推進します。
- ・管渠清掃及び下水道施設点検業務を計画的に実施します。

▼担当課記入欄（まちマネジメント課）

	令和5年度の取組状況	令和6年度の取組方針
取組方針①	令和4年度より磯城郡3町の水道事業が統括され、磯城郡水道企業団として事業展開している。令和5年度は、施設管理計画に基づき老朽管の更新を行うとともに随時、漏水補修を実施。また、令和7年度スタートする奈良県広域水道企業団の設立準備として構成団体による擦り合わせを実施。	磯城郡水道企業団の施設管理計画に基づき、老朽管の更新を関係機関と連携を図りながら実施。また、令和7年4月の奈良県広域化に向けた事務手続きと体制づくりに向けて協議と準備を行う。
取組方針②	交付金、補助金を活用し、管渠清掃及び下水道施設点検業務131箇所、マンホール蓋交換工事359箇所を実施。	下水道ストックマネジメント計画に基づき、交付金、補助金を活用し、管渠清掃及び下水道施設点検業務、マンホール蓋交換工事を実施。

▼評価

		進捗状況		
		早	中	遅
達成度	高	A	B	C
	中	B	B	C
	低	C	C	D

3. 公共交通 (総合計画掲載ページ 60～61)

マイカーが利用しやすい環境と公共交通が機能的に整備された環境が共存することで、マイカーを使えなくなっても公共交通で移動ができるまちを目指します。

【成果指標】

項 目	単位	参考値	実績値				目標値
		R 3	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8
町の公共交通施策の利用者数 (延べ)	人	7,621	9,127				10,000

【取組方針①】 コミュニティバスの再編

- ・コミュニティバスを持続可能なサービスとして維持していくために、利用実態や移動ニーズを踏まえた、路線・ダイヤ・停留所に再編します。

【取組方針②】 コミュニティバス等を利用することが困難な人への移動支援

- ・コミュニティバスを利用したくても利用することが困難な人が一定数存在しますが、コミュニティバスの充実には限界があります。コミュニティバス以外の手段で、こうした人々も移動しやすい環境を整えます。

【取組方針③】 公共交通に関する情報提供の充実

- ・免許返納前にも、返納後の地域内の移動のイメージを持ってもらえるよう、広報紙やホームページ・SNSなどのウェブ媒体を活用して広報していくとともに、より使いやすくするための支援（乗換えアプリへの情報掲載）も行っていきます。

▼担当課記入欄（総合政策課）

	令和５年度の取組状況	令和６年度の取組方針
取組方針①	令和５年度に、運行ダイヤの見直しを行った。利用人数の多い午前中の利便性を確保しつつ、利用の少ない午後便の効率化を図った。	令和５年度再編後の利用ニーズを踏まえ、更なる効率化を図るため、停留所の場所変更・廃止および午後便の利便性を向上させる。
取組方針②	地域の社会課題や移動解決に資する新たなモビリティサービスの社会実装に向け、先進的な取組を支援する「地域新MaaS創出推進事業」を実施した。町内移動の支援として乗降場所を約１３０か所設け、ネットで予約を行うことでバスでは補えない支援についての実証実験を行った。	令和６年６月からバス停までの移動が困難な方または、町外への移動支援としてタクシー助成券（１回５００円）の配布。対象者は７５歳以上の高齢者および妊婦。
取組方針③	広報紙およびＳＮＳを活用した広報を行った。	広報紙およびＳＮＳを活用した広報を引き続き行う。また、公式ＬＩＮＥを活用しリッチメニューから時刻表を見ることができるようＳＮＳを活用する。

▼評価

		進捗状況		
		早	中	遅
達成度	高	A	B	C
	中	B	B	C
	低	C	C	D

4. 駅周辺整備 (総合計画掲載ページ 62～63)

近鉄結崎駅を「まちの玄関口」として、だれもが安全快適にアクセスできる道路環境と交流・にぎわいが生まれる拠点施設の整備を進めていきます。

【成果指標】

項 目	単位	参考値	実績値				目標値
		R 3	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8
町道踏切の拡幅事業の進捗※1	m	20※3	52				52※4
併設施設の整備工事の進捗※2		未実施	設計業務完了				共用開始※2

※1 踏切部・前後道路部における整備延長

※2 R4（1 年目）：施設方針の決定／R5（2 年目）：設計業務の完了／R6（3 年目）：建築工事の完了・供用開始

※3 踏切西側

※4 踏切部12m + 前後道路20m × 2

【取組方針①】 だれもが安全快適に駅へアクセスできる道路環境整備

- ・歩行者、自転車、自動車、バス等すべての交通が近鉄結崎駅に、安全・円滑にアクセスできるように周辺の道路環境整備に取り組みます。そのため、町道踏切の拡幅（前後道路を含む）に取り組みます。

【取組方針②】 交流・にぎわいが創出される施設の整備

- ・「まちの玄関口」としてふさわしい場として、交流・にぎわいが創出される施設整備をおこないます。そのため、併設施設の整備や遊具の設置に取り組みます。

▼担当課記入欄（まちづくり推進課）

	令和5年度の実施状況	令和6年度の実施方針
実施方針①	近鉄との協議・工事調整および道路事業用地の取得が完了し、踏切部および前後道路部の拡幅工事が完了した。	拡幅完了部の経過観察（施工不良箇所の早期発見・是正等）を行うとともに、駅東側地区の先線区間の道路改良を継続して行う。
実施方針②	交流・賑わいの取り組みが促進される施設整備（駅併設施設）の建築設計業務が完了した。	交流・賑わいの取り組みが促進される施設整備（駅併設施設）の整備を進めていく。

▼評価

		進捗状況		
		早	中	遅
達成度	高	A	B	C
	中	B	B	C
	低	C	C	D

分野Ⅴ 地域産業・地域経済に関すること

1. 農業	66
2. 商工業	68
3. 企業誘致	72
4. 雇用・労働	74
5. 観光	76

1. 農業 (総合計画掲載ページ 66～67)

担い手の確保や育成、地域ブランドや収益性が高い作物の生産拡大によって、地域営農の安定と耕作放棄地の抑制を図ります。

【成果指標】

項 目	単位	参考値	実績値				目標値
		R 3	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8
認定農業者等の担い手への農地集約面積	h a	29	34.56				34
耕作放棄地面積	h a	5.74※1	5.24				4.0
結崎ネブカの生産者数	人	21※1	17				30

※1：令和4年度

【取組方針①】 地域の農業を支える担い手の育成と確保

- ・高齢等による離農や作付け委託要望に対応するため、農業の担い手確保に取り組みます。農地中間管理事業を活用するなど、町内だけでなく多方面から担い手が参画できるよう促します。担い手が安定して経営を続けられるよう環境を整備するとともに、耕作放棄地の発生予防に努めます。
- ・意欲ある担い手に、地域農業の牽引者として支援し、農地集積・集約化を図ります。あわせて、集落営農の組織化に向けての気運を醸成します。

【取組方針②】 地域ブランドの育成と高収益作物の生産振興

- ・結崎ネブカを次世代に継承できるよう、生産者育成や圃場確保を支援するとともに、地域ブランドとしての価値が高まるようマーケティング活動を図ります。
- ・高収益作物の生産振興や省力化・生産力向上のための技術支援など、担い手の所得向上にむけた取組を関係機関等連携しながら進めていきます。また、レクリエーション、コミュニティ形成、就農支援の場づくり、景観形成など、農業が持つ多面的な機能を発揮できるように産官学など他分野連携を進めます。

▼担当課記入欄（まちマネジメント課）

	令和5年度の実施状況	令和6年度の実施方針
取組方針①	離農農家の作付け要望については、担い手にマッチングを図ることで、農地の遊休化の予防を図るとともに、耕作放棄地については、農業委員会による農地パトロール、利用意向調査並びに個別訪問により耕作再開や保全管理を促し放棄地率の縮減に努めた。また令和5年度は、コロナ禍による社会情勢の変化や近年の石油価格の上昇等、農業用資材価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、営農継続する者及び担い手に助成金を交付し、経営の下支えを行った。（川西町農業用資材価格激変緩和助成金交付）	農地中間管理事業を活用するなど、町内だけでなく多方面から担い手が参画できるよう促し、農業の担い手確保に取り組む。さらに後継者不足による離農を避けるため、当年度中に地域計画を策定し、5～10年後の将来における営農計画を地域で確認することで、担い手の確保及び、農地集積・集約化を図る。
取組方針②	結崎ネブカの生産者が高齢化していることと、近年の猛暑が生産量に影響していることから、新規生産者の確保はもとより、農林事務所による栽培指導と支援に重点を置き生産量拡大と品質向上に務めた。結崎ネブカ生産部会脱退者が3名（うち2名は死亡による脱退）発生したが、次年度からの新規加入者を2名とするなど、担い手の確保に注力した。 出荷量はR4年度とR5年度で比較すると、横ばい（R4:3,395kg、R5:3,389.5kg）であった。	令和6年度は、これまで結崎ネブカ生産部会に交付していた補助金を生産者の栽培コストに補填できるよう抜本的な見直しを図ることで、収益率の向上による作付け意欲の向上と出荷量の拡大に繋げる。また、新規生産者の確保に向けた取り組みを推進する。

▼評価

		進捗状況		
		早	中	遅
達成度	高	A	B	C
	中	B	B	C
	低	C	C	D

2. 商工業 (総合計画掲載ページ 68～69)

新たな事業者の育成や地域産業が成長することで、町内消費や町内生産が拡大され、地域経済が循環するまちを目指します。

【成果指標】

項 目	単位	参考値	実績値				目標値
		R 3	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8
町内の事業者数	事業所	333	-				330
製造品出荷額等	百万円	81,809	127,793				85,000

※1：経済センサス（基礎調査）

※2：工業統計

※3：令和元年度

【取組方針①】 町内事業者の経営安定化支援

- ・町内事業者の経営健全化支援を実施するために、金融機関等と連携した取組みや各種資金融資制度の活用促進を行います。また、商工業振興の主体的組織である川西町商工会の活動を支援します。

【取組方針②】 後継者育成と起業家の創業支援

- ・町内事業者の経営が持続可能となるよう後継者育成や事業承継の支援、町内に新たな産業を創出し町内経済の活力となるよう意欲ある起業家に対しての創業支援を実施します。実施にあたっては、奈良県・川西町商工会及び町内金融機関等の関係機関と密接に連携しながら、重点的かつ効果的な支援となるよう努めます。

【取組方針③】 魅力的な地場産品の振興

- ・川西町の地場産業を支援し、そのブランド力や付加価値を高めることで、産業を持続可能なものとし、地域の魅力創出につなげていく必要があります。ふるさと応援寄附金等を通じて、B to C取引や異業種との連携の契機となるよう事業者に働きかけます。

【取組方針④】 企業と連携したまちづくりの推進

- ・企業活動の持続可能性を高め、まちの活気創出を目的に「川西まち企業リンク」を設立し、雇用と人権の問題や周辺環境の整備、従業員輸送などの諸課題について、ともに解決していくことを目指します。

【取組方針⑤】 域内消費活性化の促進

- ・食料品や生活用品等の買い物先である事業者が、撤退せず持続的に地域生活のインフラとして機能できるよう働きかけます。住民の域内消費を促すとともに、交通機能や交流機能との連携によって、アクセス確保や利用の動機付けを図ります。

▼担当課記入欄（総合政策課）

	令和5年度の取組状況	令和6年度の取組方針
取組方針①	本町の商工業振興を担う川西町商工会の活動に対し支援 商工会が実施する経営や事業に関する講座や相談会を通じて、金融機関と連携した取組みや各種融資制度の活用を促進	本町の商工業振興を担う川西町商工会の活動に対し支援 商工会が実施する経営や事業に関する講座や相談会を通じて、金融機関と連携した取組みや各種融資制度の活用を促進
取組方針②	川西町商工会の創業支援事業に補助金を交付し、創業支援等事業計画に基づくセミナー・相談会等を支援（セミナー受講者5名、創業者1名） ビジネスサポートセンター「ココビズ」に加盟し、町内事業者の経営を支援（2社計24回の相談）	川西町商工会の創業支援事業に補助金を交付し、創業支援等事業計画に基づくセミナー・相談会等を支援 ビジネスサポートセンター「ココビズ」に加盟し、町内事業者の経営を支援
取組方針③	町内で栽培された米やイチゴ、貝ボタンを使ったオーダーシャツ等をふるさと納税の返礼品として各種サイトに掲載し、B to C取引の促進や地場産品の付加価値向上に貢献 ・結崎ネブカを使ったネブカコロッケを町内の飲食店等で販売	町内で栽培された米やイチゴ、貝ボタンを使ったオーダーシャツ等をふるさと納税の返礼品として各種サイトに掲載し、B to C取引の促進や地場産品の付加価値向上に貢献 ・結崎ネブカを町内のスーパーで販売する仕組みを確立
取組方針④	「まち企業リンク」において、人材雇用セミナーや合同就職面接会、工場見学等を開催 まち企業リンクの加盟企業が連携し、結崎工業団地周辺の幹線道路の安全対策を協議し要望書を提出	「まち企業リンク」において、企業間の交流を深める取り組みや企業の人材雇用につながるようなセミナー・支援制度等を検討
取組方針⑤	町内のスーパーや飲食店等で使える地域振興券を2回発行 町内全域を周回するコミュニティバスを運行するとともに、町内約130か所の乗降場所でデマンドタクシーの実証実験を行い、町内の生活利便施設等へのアクセスを確保 おくやまテラスのシェアキッチン等を運営し、飲食できる場の充実及び来店の動機付けを行った	町内全域を周回するコミュニティバスを運行するとともに、75歳以上等を対象にタクシーの助成券を交付し、町内の生活利便施設等へのアクセスを確保 おくやまテラスのシェアキッチン等を運営し、飲食できる場の充実及びスーパーに訪れる動機付けを行う

▼評価

		進捗状況		
		早	中	遅
達成度	高	A	B	C
	中	B	B	C
	低	C	C	D

3. 企業誘致 (総合計画掲載ページ 70～71)

周辺環境に配慮した良好な工業団地が形成され、職住近接の住みやすいまちを目指します。

【成果指標】

項 目	単位	参考値	実績値				目標値
		R 3	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8
商業系・工業系の用途地域における立地企業数	事業所	15	15				15 以上

【取組方針①】 まちづくりの方針に沿った企業誘致の促進

- ・人口減少や災害リスクに伴う開発規制への対応、大和平野中央田園都市構想との連携、農商工住のバランスなど、持続可能なまちづくりの視点で川西町の中長期的な土地利用を検討し、それに沿った商工業者の誘致活動を進めていきます。

【取組方針②】 企業活動が円滑におこなえる環境整備と支援

- ・立地された企業が本町にとどまり、持続的に成長・発展ができるように、企業誘致に関連する道路インフラ等の整備や支援を推進していきます。そのため、「川西まち企業リンク」を通じて、企業課題の解決に向けた取組を進めるとともに、周辺環境のインフラ整備等に取り組みます。

▼担当課記入欄（まちづくり推進課）

	令和5年度の実施状況	令和6年度の実施方針
取組方針①	唐院工業団地拡張地において、2社（林一三社と株式会社昭和特殊印刷社）へ土地の引渡しを完了した。 大和中央道延伸予定地において、商業施設誘致に向けた実現可能性調査を実施した。	大和中央道延伸予定地における商業施設誘致に向けた基本計画を策定する。
取組方針②	新設した唐院調整池について、ポンプ施設の機能保全や衛生環境に資する機能改善を目的とした附帯工事を実施した。 「川西まち企業リンク」に関する取り組みについては「2. 商工業」に記載。	新たに立地した2社の建築工事の進捗に合わせて、新設道路の表層舗装工事を実施する。 「川西まち企業リンク」に関する取り組みについては「2. 商工業」に記載。

▼評価

		進捗状況		
		早	中	遅
達成度	高	A	B	C
	中	B	B	C
	低	C	C	D

4. 雇用・労働 (総合計画掲載ページ 72～73)

町内企業の雇用を後押しするとともに、町内で働く人が働きやすいまちづくりを進め、持続可能な地域経済を構築します。

【成果指標】

項 目	単位	参考値	実績値				目標値
		R 3	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8
町内事業所の新規求人数 ^{※1}	人	448	467				700
町内で就労している町民の人数	人	936 ^{※2}	－				1,200
町内で就労している町外在住者の人数	人	2,643 ^{※2}	－				3,000

※1 ハローワークによる集計

※2 令和2年度

【取組方針①】 雇用促進の支援

- ・雇用は企業活動にとって必要不可欠であり地域経済を支える大きな要素です。また雇用による人の往来は、地域内での消費や交流にとっても重要な要素であるといえます。さらに、雇用を契機とした移住・定住など、持続可能なまちづくりにとって多面的に影響するものといえます。このことから、町内企業への雇用活動への支援と町内で働きやすい環境づくりに努めます。

【取組方針②】 町内企業情報および雇用情報の発信

- ・町内の企業情報や雇用情報を整理し、わかりやすく町内外に発信することで、住民の町内就労促進や町内企業の雇用確保に努めます。

【取組方針③】 就労支援による社会参画促進

- ・世代や性別を問わず、働く意欲を持つ全ての人々が働ける環境づくりに目指します。特に、子育て中の女性や子育てを終えた女性が働きやすい環境を整え、スムーズに社会復帰できるように努め、就労支援を通じた女性の社会参画を促進するとともに、女性がいいきと輝ける社会づくりを目指します。

▼担当課記入欄（総合政策課）

	令和5年度の取組状況	令和6年度の取組方針
取組方針①	工業団地を拡張し、雇用の受け皿となる企業の誘致を推進 町内に新たに立地する企業が町民を雇用する場合に「雇用奨励金制度」を用意 町内の工業団地の企業で構成される「まち企業リンク」と連携し、合同就職説明会を開催	町内に新たに立地する企業が町民を雇用する場合に「雇用奨励金制度」を用意 町内の工業団地の企業で構成される「まち企業リンク」と連携し、在宅ワークの導入を検討
取組方針②	まち企業リンクと連携し、合同就職説明会を開催	町内の工業団地の企業で構成される「まち企業リンク」と連携し、在宅ワークの導入を検討 ハローワークの求人情報等の紹介
取組方針③	子育て世帯が働きやすい環境を整えるため、学童保育所の対象者を全学年に拡張 ハローワークの求人情報や復職プログラム等の情報を発信	子育て世帯が働きやすい環境を整えるため、全学年を対象とした学童保育を実施 ハローワークの求人情報や復職プログラム等の情報を発信 町内の工業団地の企業で構成される「まち企業リンク」と連携し、在宅ワークの導入を検討

▼評価

		進捗状況		
		早	中	遅
達成度	高	A	B	C
	中	B	B	C
	低	C	C	D

5. 観光 （総合計画掲載ページ 74～75）

町内企業の雇用を後押しするとともに、町内で働く人が働きやすいまちづくりを進め、持続可能な地域経済を構築します。

【成果指標】

項 目	単位	参考値	実績値				目標値
		R 3	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8
広域連携で実施する観光イベントへの参加者数	人	9,152※1	8,780				12,000
史跡ボランティアガイドの登録者数	人	0	0				10

※1：令和元年度

【取組方針①】 地域資源の活用・魅力発信

- ・島の山古墳や面塚のような歴史資源、結崎ネブカや貝ボタンのような地元特産品を多くの人の目に留めてもらい、認知度を高め、「通過される場所」から「立ち寄ってもらう場所」への転換を図るプロモーションを行います。

【取組方針②】 広域連携による情報発信

- ・川西町が持っている資源や魅力を周辺市町村の観光資源とパッケージにして発信することで、幅広い層からの認知を得よう取り組みます。そのため、周辺の市町村と連携したプロモーション活動を行います。

【取組方針③】 観光での来訪者を関係人口につなげる仕組みづくり

- ・マイクロツーリズムの傾向を好機と捉え、県内や近隣府県の人からの観光を契機とした興味を関係人口創出につなげていく仕組みづくりを検討します。

【取組方針④】 観光ボランティアの育成・登録者数増加

- ・川西町の住民が町の魅力を知ったり再発見したりすることで、シビックプライドを育み、住民自らが町の魅力発信の担い手となるよう働きかけます。その一環で、観光ボランティアを育成し、ボランティア登録者数を増やすことで、知識向上を図り、外部からの来訪者への案内・説明を充実させます。

▼担当課記入欄（総合政策課）

	令和5年度の実施状況	令和6年度の実施方針
取組方針①	インスタグラマー等を活用したプロモーションを行い町外からの認知を高めた。	SNS等を活用し観光資源等を通して町の認知度の向上を図る。
取組方針②	地域性やテーマを共通した市町村と連携したプロモーションを行う。	引き続き、周辺市村と連携した取組を進める。
取組方針③	観光を入口としたSNS等での関わり（フォロワーになってもらう等）を持てるよう発信の充実を図る。	SNS等による継続的な関わりを持つことができるよう発信の充実を図る。
取組方針④	文化財担当による講座を開講したが登録には至らなかった。	引き続き、文化財担当と連携した取り組みを続ける。

▼評価

		進捗状況		
		早	中	遅
達成度	高	A	B	C
	中	B	B	C
	低	C	C	D

分野Ⅵ 行財政運営に関すること

1. 広域連携・広域行政	80
2. 広報・広聴	82
3. 行政運営・財政運営	84

1. 広域連携・広域行政 (総合計画掲載ページ 78～79)

近隣市町村や民間との連携により、住民サービスが維持・向上されるとともに効率のよい行政運営を目指します。また、連携によって新たな交流を生むことで関係人口を創出します。

【成果指標】

項 目	単位	参考値	実績値				目標値
		R 3	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8
県または市町村との連携事業数	件	40※1	40				45
協定締結団体数	件	14※1	18				20

※1：令和2年度

【取組方針①】 広域連携事業の推進

- ・行政サービスを維持・向上するために、公共施設の相互利用、広域的な防災力強化等、近隣市町村との広域的な取り組みを進めます。また、定住自立圏構想を活用し、多岐にわたる政策分野において協力を目指します。

【取組方針②】 官民連携事業の推進

- ・行政と民間が連携して行政推進を行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、効率的かつ効果的に事業を進めます。必要に応じてPPPやPFI導入の可能性及び具体的手法の調査及び検討を行います。

【取組方針③】 多様な主体との連携による関係人口創出

- ・町外の団体・個人や大学などと連携した課題解決やまちづくりを進めることで、新たな交流を生み関係人口の創出による地域の活性化を目指します。

▼担当課記入欄（総合政策課）

	令和5年度の取組状況	令和6年度の取組方針
取組方針①	大和まほろば広域定住自立圏により、天理市を中心市とした連携事業を継続。	生活基盤の持続可能性を高めるよう、水道やごみ処理などで他市町村との広域的な連携を進める また、大和まほろば広域定住自立圏により、天理市を中心市とした連携事業を継続。
取組方針②	複業人材を登用することで、民間の知見を活用し、町の人材育成、ブランディング等の構築について検討した。	民間企業等と連携することにより、職員ではまかないきれない専門的な知見を活用し、行政課題の解決を図る。
取組方針③	関係人口創出に関するまちづくり活動の補助金を創出し、町外の人が川西町のまちづくりの担い手となる仕組みづくりを行った。	引き続き、町外の人が川西町のまちづくりの担い手となる活動を支援していく。 また、大学等との連携により、行政課題の解決と大学の研究等の促進を図る。

▼評価

		進捗状況		
		早	中	遅
達成度	高	A	B	C
	中	B	B	C
	低	C	C	D

2. 広報・広聴 （総合計画掲載ページ 80～81）

対話を通して、住民の声が行政全体に行き届くとともに、町の取組が町内外に行き届くよう、まちの魅力発信を目指します。

【成果指標】

項 目	単位	参考値	実績値				目標値
		R 3	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8
町ホームページ(トップページ) の閲覧数	回／日	1,090	294				1,500
S N Sのフォロワー数※1	人	1,976	3,477				2,250

※1：FB+Instagram+LINE

【取組方針①】 行政情報の発信の充実

- ・情報収集の手段の多様化に配慮し、多様な広報媒体での情報発信を行います。また、ユニバーサルデザインの視点に基づき、わかりやすく理解しやすい広報媒体の作成に努めます。

【取組方針②】 住民ニーズの把握と反映

- ・ライフスタイルの多様化で住民ニーズも多様化しています。行政運営に住民意見等が適切に反映されるよう、対話の機会や行政に対する意見を気軽に提供してもらえる機会を設けることで、住民ニーズの汲み取りを行います。

【取組方針③】 プロモーション戦略の構築

- ・住民向けにはシビックプライドの醸成、町外向けにはタウンプロモーションの充実を図ります。そのために、町の特色を再確認し、ターゲットに応じた適切なプロモーション戦略を構築します。

▼担当課記入欄（総合政策課）

	令和5年度の実施状況	令和6年度の実施方針
取組方針①	前年度から引き続き、広報紙、ホームページによる情報発信を行うとともに、プッシュ型の広報ツールとしてLINE・Instagram等による情報発信に努めた。	広報紙、ホームページ、SNSの充実を図り、伝わりやすかつ丁寧な情報発信に努める。
取組方針②	「まちづくりトーク」として町内自治会を巡回する懇談会を開催し、町政に対する意見等と聴取した。	まちづくりの担い手となる若い層をターゲットとした懇談会を開催するとともに、SNS等を活用したコミュニケーションに努める。
取組方針③	子育て世代に選ばれる町となるためのタウンプロモーションについて、民間複業人材を登用し検討を進めた。 子育て世代に川西町の子育てのしやすさをPRするためのパンフレットを作成し、町内外の不動産事業者に配布をしてもらった。	町政50周年に向けた「いい町ちかい町」のリブランディングに取り組む。

▼評価

		進捗状況		
		早	中	遅
達成度	高	A	B	C
	中	B	B	C
	低	C	C	D

3. 行政運営・財政運営 (総合計画掲載ページ 82～83)

行政事務の効率化、職員の能力向上および人材の確保、育成を目指します。また、将来に向けて必要な施策に重点的かつ効果的な投資が可能な安定した健全な財政運営を目指します。

【成果指標】

項 目	単位	参考値	実績値				目標値
		R 3	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8
能力向上研修への受講職員数※ ¹	人	7	35				15
経常収支比率※ ²	%	85.7※ ⁴	86.7				全国平均以下
自治体の情報システムの標準化・共通化※ ³	%	4.5※ ⁵	37.9				100※ ⁶

※¹：奈良県市町村職員研修センターが主催する能力開発研修への参加者数

※²：地方財政状況調査

※³：目標時期を令和7（2025）年度とし、国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行への進捗状況。

※⁴：令和2年度

※⁵：令和4年9月時点

※⁶：令和7年

【取組方針①】 適切な人材マネジメント

- ・職員採用については、外部人材等を活用することで従来の教養重視の採用から人物重視の採用へ方針を変更します。また、町職員に対し個々のスキルアップを目的とした能力開発研修を推進することで、多様な行政課題に対応できる人材育成を図るとともに、スタッフプライドの醸成を図ります。

【取組方針②】 歳入の安定確保

- ・納税に対する理解を深め、公正公平な課税を行うことにより、安定した自主財源を確保します。また、専門的な徴収体制を引き続き継続し、滞納の解消を図ります。

【取組方針③】 健全財政の推進

- ・歳出については、経常経費の抑制を引き続き継続します。町債発行については、交付税算入措置のある町債を活用することで、後年度の町民負担の抑制を行います。また、過去の町債については、今後負担軽減のため繰上償還等を検討していきます。

【取組方針④】 スマート自治体の推進

- ・情報通信技術を活用し、住民サービスの向上と内部業務の効率化と改善を行います。

▼担当課記入欄（総務課）

	令和5年度の実績状況	令和6年度の実績方針
取組方針①	奈良県市町村研修センターより受講依頼のあった能力向上研修について、職員への周知を行い、受講の啓発を行った。	奈良県市町村研修センターより受講依頼のあった能力向上研修について、継続的な職員への周知を行い、職員の全体的なスキルアップを目標として、受講の啓発を行う。
取組方針②	個人住民税は対前年度比2.3%の減額、法人住民税は0.2%の減額、固定資産税は1.7%の増額となった。また、滞納繰越分については、近年の取り組みによる調定額の減少もあり、対前年度比35.2%の減額収入実績となった。	安定的に税収を確保するため、引き続き公平公正な課税を行なうとともに、滞納の解消を図る。
取組方針③	令和5年度決算における経常収支比率は対前年度比1.6%増の86.7%となった。町債においては、今後の負担軽減のため繰上償還を行った。	引き続き経常経費の抑制や税収の確保を徹底し、持続可能で健全な財政運営を目指す。
取組方針④	デジタルデバйд対策としてスマホ初心者向けにスマホ講習会や困りごとの相談会を実施した。また、業務システムを統一・標準化する標準システムと現行システムの機能の差分分析を完了した。	スマホ講習会の内容を変えながら開催する。町ホームページで各種地図情報の提供の開始、電子契約の利用を開始する。また、標準システムへの移行は遅延なく推進中で接続回線や運用補助者などの運用面を精査している。文書の整理収納改善を試行的に導入する。

▼評価

		進捗状況		
		早	中	遅
達成度	高	A	B	C
	中	B	B	C
	低	C	C	D

分野Ⅶ 土地利用に関すること

1. 土地利用	88
---------	----

1. 土地利用 (総合計画掲載ページ 90～91)

自然と調和した生活環境の確保とまちの発展に向けて、総合的かつ計画的な土地利用を推進し、日常生活に必要なサービスが住まいなどの徒歩圏にあることに加えて、奈良盆地内外から人が集まり交流する、賑わいのあるコンパクトシティの実現を目指します。

【成果指標】

項 目	単位	参考値	実績値				目標値
		R 3	R 5	R 6	R 7	R 8	R 8
居住誘導区域の人口密度	%	67	65				66
商業施設等の誘致に向けた都市計画の変更		未着手	調査				完了

【取組方針①】 不足する都市機能の誘導

- ・町の中心部に都市機能を集約化し、その周辺地区に居住を誘導することで行政サービスなどを将来にわたり維持できる都市構造を形成します。一方、まち全体を捉えた拠点配置のバランスから、居住地域に近い広域連携軸の沿道に不足する都市機能の立地を目指します。

【取組方針②】 調和のとれた土地利用の推進

- ・土地の適正かつ有効な利用を図るため、住宅用地、産業用地及び農業用地のバランスを意識し、地域の特性を踏まえた合理的で調和のとれた土地利用を推進します。

▼担当課記入欄（まちづくり推進課）

	令和5年度の実施状況	令和6年度の実施方針
取組方針①	防災指針の追加などによる立地適正化計画の改定案を作成した。 大和中央道延伸予定地において、商業施設誘致に向けた実現可能性調査を実施した。	大和中央道延伸予定地における商業施設誘致に向けた基本計画を策定する。
取組方針②	県下一斉に行われた都計法34条11号の指定区域の見直しについて、奈良県関係部署との協議の結果、見直し不要となり現状の指定区域を維持できた。	市街化調整区域の他のエリアで、地域コミュニティ維持を目的とした新たな指定区域の検討を行う。

▼評価

		進捗状況		
		早	中	遅
達成度	高	A	B	C
	中	B	B	C
	低	C	C	D